

事業者各位

余裕期間設定工事の試行について

本市が発注する建設工事について、建設資機材の調達、建設労働者の確保を計画的に行うなど受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、余裕期間設定工事を試行します。

1. 目的及び効果

(1) 目的

- ・労働者の確保や建設資機材の準備期間を余裕期間で確保
- ・技術者の配置、施工時期の平準化

(2) 効果

- ・手持ち工事と余裕期間設定工事の関係において、技術者等の配置を要する期間が重複しなければ、専任を要する工事であっても、同じ技術者等を配置することが可能となります。
- ・建設機械などを有効活用することが可能となります。
- ・契約時において技術者等を配置できない場合も、工事着手日に配置できる場合は、受注可能となります。

2. 概要

- ・余裕期間は、契約締結日から工事着手日の前日までの期間とします。
発注者は、実工期の30%以内、かつ、60日以内の期間で工事着手期限日を定めて、入札公告等に明記します。
落札者は、工事着手期限内で、任意の工事着手日を設定できます。
(実工期の工事日数は、入札公告等の工事日数から変更できません。)
- ・余裕期間は、主任（監理）技術者及び現場代理人の配置は必要ありません。
- ・余裕期間は、測量、資機材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはなりません。

3. その他

(1) 契約保証の取扱い

- ・契約保証の保証期間は、余裕期間を含めた契約期間を満たすことが必要です。

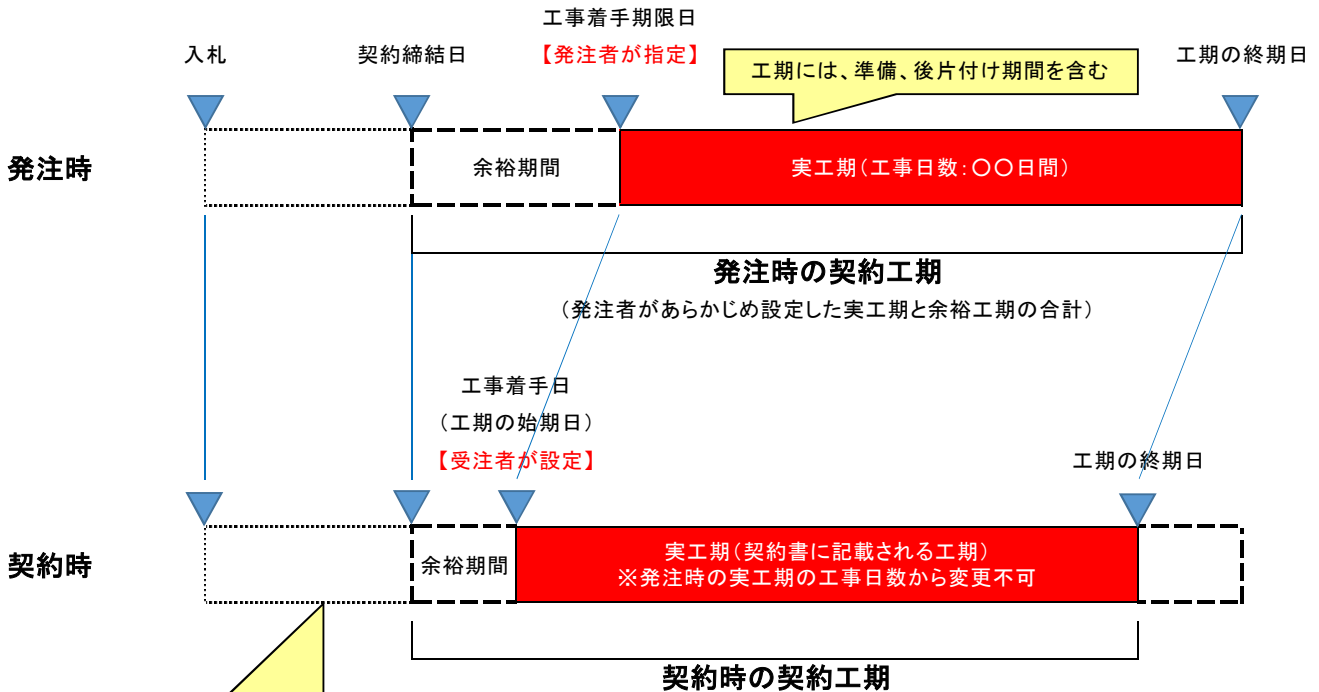
(2) 前払金の取扱い

- ・前払金は、工事着手日の14日前から請求できるものとします。

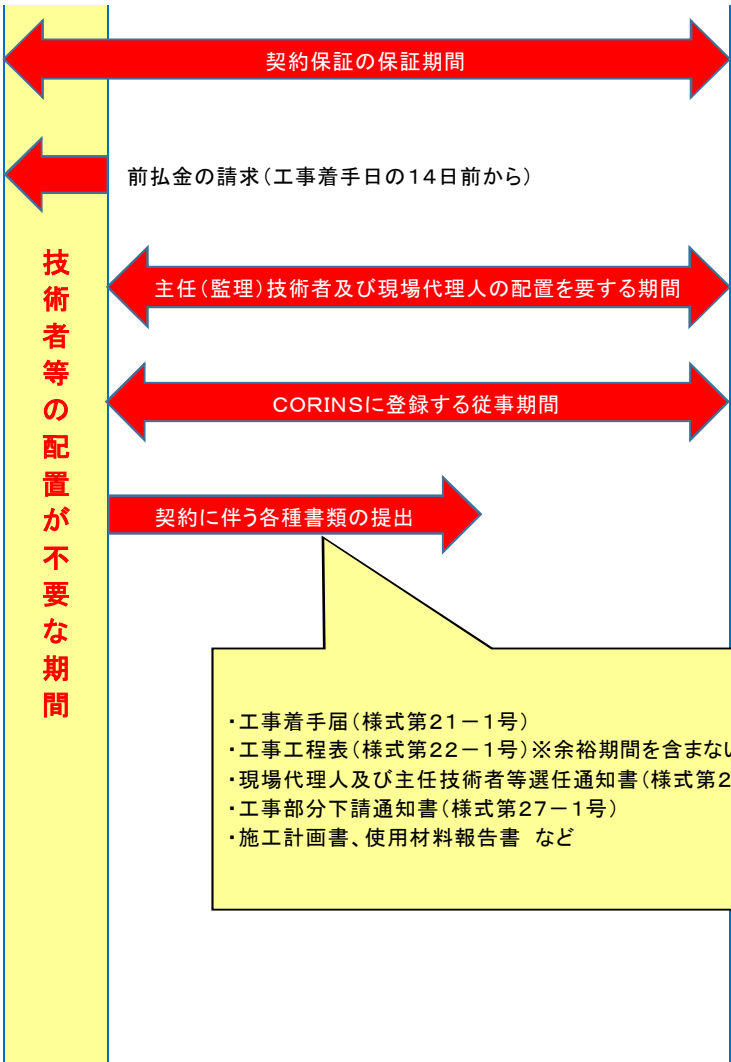
(3) 工事实績情報システム（CORINS）への登録

- ・受注時の登録を行う場合は、工事着手日後10日以内に登録するものとします。
技術者等の従事期間は、実工期を登録するものとします。

余裕期間設定工事の概要



- ①契約の前日まで**
- ・工事着手通知書(別記様式)を提出
- ※契約締結日から工事着手期限日まで
の間で任意に工事着手日を設定
※工事着手日と実工期の終期日は、
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始
は設定できない
- ②契約締結日**
- ・工事請負契約書(様式第13-1号)
 - ※工期は工事着手日と実工期の終期
日を記載
- ・契約保証に関する書類を提出
 - ※保証期間は、余裕期間を含めた契
約工期



- ・工事着手届(様式第21-1号)
- ・工事工程表(様式第22-1号)※余裕期間を含まない
- ・現場代理人及び主任技術者等選任通知書(様式第24-1号)
- ・工事部分下請通知書(様式第27-1号)
- ・施工計画書、使用材料報告書 など